第４節　特別会計財務書類の検査

令和６年度特別会計財務書類の内閣から本院への送付年月日	令和７年11月７日
検　査　対　象	18府省庁等が所管する13特別会計の令和６年度特別会計財務書類
令和６年度特別会計財務書類の本院から内閣への回付年月日	令和７年12月24日

会計検査院は、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号。以下「法」という。）第19条第２項の規定に基づき、令和７年11月７日に内閣から送付を受けた18府省庁(注１)等が所管する13特別会計(注２)の令和６年度特別会計財務書類について検査した。そして、同年12月24日に、内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

（注１）　18府省庁等　　国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル、復興両庁、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

（注２）　13特別会計　　交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融資、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全、東日本大震災復興各特別会計

内閣に通知した検査結果の概要は、次のとおりである。

令和６年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から、法、特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）、特別会計の情報開示に関する省令（平成19年財務省令第30号）、同省令第１条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準（平成20年財務省告示第59号。以下「作成基準」という。）等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した結果、作成基準等と異なる処理をしていて、特別会計財務書類の計上金額等の表示が適切とは認められないものが、表のとおり、18府省庁等が所管する４特別会計において４事項見受けられた。

なお、上記の４事項については、全て４省(注３)において所要の訂正が行われた。

（注３）　４省　　法務、財務、文部科学、厚生労働各省

表　特別会計財務書類の計上金額等の表示が適切とは認められないもの　（単位：百万円）

<table>
<tr><th>番号</th><th>特別会計名（勘定名）</th><th>所管</th><th colspan="3">財務書類の科目等</th><th>計上金額</th><th>適切な計上金額</th><th>事項</th></tr>
<tr><td rowspan="13">1</td><td rowspan="13">財政投融資（財政融資資金）</td><td rowspan="13">財務省及び国土交通省</td><td rowspan="4">貸借対照表</td><td>無形固定資産</td><td>本会計年度</td><td>5,764</td><td>4,016</td><td>①</td></tr>
<tr><td>資産合計</td><td>本会計年度</td><td>126,583,436</td><td>126,581,688</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>資産・負債差額</td><td>本会計年度</td><td>980,623</td><td>978,875</td></tr>
<tr><td>負債及び資産・負債差額合計</td><td>本会計年度</td><td>126,583,436</td><td>126,581,688</td></tr>
<tr><td rowspan="2">業務費用計算書</td><td>庁費等</td><td>本会計年度</td><td>178</td><td>1,432</td><td>①</td></tr>
<tr><td>本年度業務費用合計</td><td>本会計年度</td><td>664,969</td><td>666,223</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">資産・負債差額増減計算書</td><td>Ⅱ　本年度業務費用合計</td><td>本会計年度</td><td>△ 664,969</td><td>△ 666,223</td><td></td></tr>
<tr><td>Ⅳ　無償所管換等</td><td>本会計年度</td><td>36</td><td>△ 457</td><td>①</td></tr>
<tr><td>Ⅵ　本年度末資産・負債差額</td><td>本会計年度</td><td>980,623</td><td>978,875</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="8">注記
3　追加情報
(4)　その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報
<table><tr><th>注記の表示</th><th>注記の適切な表示</th></tr><tr><td>（記載なし）</td><td>③　過年度の貸借対照表における「無形固定資産」の計上に誤りがあったため、本会計年度において修正を行っている。この修正により、本会計年度の貸借対照表において、「無形固定資産」が493百万円減少し、資産・負債差額増減計算書において、「無償所管換等」が493百万円減少している。</td></tr></table></td><td>①</td></tr>
<tr><td colspan="8">附属明細書
1　貸借対照表の内容に関する明細
(1)　資産項目の明細
⑥　固定資産の明細
<table><tr><td rowspan="3">ソフトウェア仮勘定</td><td>本年度増加額</td><td>2,690</td><td>1,436</td><td rowspan="3">①</td></tr><tr><td>本年度減少額</td><td>1</td><td>495</td></tr><tr><td>本年度末残高</td><td>3,684</td><td>1,936</td></tr></table>2　資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細
(2)　無償所管換等の明細
<table><tr><td>誤謬修正</td><td>無形固定資産</td><td>（記載なし）</td><td>△ 493</td><td>①</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="8">〈表示が適切とは認められない事項の説明〉
事項①　貸借対照表の「無形固定資産」において、ソフトウェア仮勘定は、作成基準等により制作途中のソフトウェアの制作費に係る当該年度までの支出済歳出額を計上することとなっているのに、誤って当該年度までの支出済歳出額と翌年度以降の支出予定額の合計額を計上したため、「無形固定資産」の計上金額が誤っており、また、このことに伴い、業務費用計算書の「庁費等」の計上金額が誤っていたもの（財務省）
なお、上記に連動して、合算貸借対照表、合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。</td></tr>
</table>

（単位：百万円）

番号	特別会計名（勘定名等）	所管	財務書類の科目等			計上金額	適切な計上金額	事項
2	エネルギー対策（電源開発促進（連結））	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	連結資産・負債差額増減計算書	Ⅲ　財源	本会計年度	463,656	462,973	
				4　独立行政法人等収入	本会計年度	68,302	67,619	②
				Ⅵ　その他資産・負債差額の増減	本会計年度	3,388	4,071	
			附属明細書 3　連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細					
				4　独立行政法人等収入	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	208,647	207,964	②
				Ⅵ　その他資産・負債差額の増減	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	3,038	3,721	
			〈表示が適切とは認められない事項の説明〉 事項②　連結資産・負債差額増減計算書の「独立行政法人等収入」及び「その他資産・負債差額の増減」において、連結対象法人の財務諸表に計上されている前期損益修正益は、作成基準等により「その他資産・負債差額の増減」として計上することとなっているのに、誤って「独立行政法人等収入」として計上したため、それぞれの計上金額が誤っていたもの（文部科学省）					
3	年金（健康（連結））	内閣府及び厚生労働省	附属明細書 1　連結対象法人別の資産及び負債の明細					
				未収金	全国健康保険協会	1,069,978	1,942,418	③
					相殺消去	△ 1,044,549	△ 1,916,989	
			3　連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細					
				4　独立行政法人等収入	全国健康保険協会	12,749,576	13,052,853	③
					相殺消去	△ 11,480,616	△ 11,783,893	
				Ⅵ　その他資産・負債差額の増減	全国健康保険協会	—	569,163	
					相殺消去	2,716	△ 566,446	
			〈表示が適切とは認められない事項の説明〉 事項③　附属明細書の「連結対象法人別の資産及び負債の明細」の「未収金」並びに「連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細」の「独立行政法人等収入」及び「その他資産・負債差額の増減」に係る連結対象法人欄及び相殺消去欄において、連結財務書類の作成に当たり、独立行政法人等の財務諸表を国の会計処理に合わせるための組替の修正仕訳は、作成基準等により、附属明細書に記載する前に行って、組替後の金額を附属明細書に記載することとなっているのに、誤って組替前の金額を記載して附属明細書上で組替及び相殺消去を行ったため、「連結対象法人別の資産及び負債の明細」及び「連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細」の計上金額が誤っていたもの（厚生労働省）					

（単位：百万円）

<table>
<tr><th>番号</th><th>特別会計名</th><th>所管</th><th colspan="3">財務書類の科目等</th><th>計上金額</th><th>適切な計上金額</th><th>事項</th></tr>
<tr><td rowspan="11">4</td><td rowspan="11">東日本大震災復興</td><td rowspan="11">国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省</td><td rowspan="4">貸借対照表</td><td>その他の債権等</td><td>本会計年度</td><td>2,968</td><td>2,815</td><td>④</td></tr>
<tr><td>資産合計</td><td>本会計年度</td><td>1,427,433</td><td>1,427,283</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>資産・負債差額</td><td>本会計年度</td><td>△ 3,124,074</td><td>△ 3,124,224</td></tr>
<tr><td>負債及び資産・負債差額合計</td><td>本会計年度</td><td>1,427,433</td><td>1,427,283</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資産・負債差額増減計算書</td><td>Ⅳ 無償所管換等</td><td>本会計年度</td><td>129,008</td><td>128,854</td><td>④</td></tr>
<tr><td>Ⅶ 本年度末資産・負債差額</td><td>本会計年度</td><td>△ 3,124,074</td><td>△ 3,124,224</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="9">注記
3　追加情報
(3)　その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報
③　重要な会計処理の誤謬の修正
<table><tr><th>注記の表示</th><th>注記の適切な表示</th><th>④</th></tr><tr><td>前会計年度の貸借対照表における「物品」、「無形固定資産」、「退職給付引当金」の計上に誤りがあったため、本会計年度において修正を行っている。この修正により、本会計年度の貸借対照表において、「物品」が6百万円、「無形固定資産」が13百万円増加、「退職給付引当金」が13百万円減少し、資産・負債差額増減計算書において、「無償所管換等」が33百万円増加している。</td><td>前会計年度の貸借対照表における「その他の債権等」、「物品」、「無形固定資産」、「退職給付引当金」の計上に誤りがあったため、本会計年度において修正を行っている。この修正により、本会計年度の貸借対照表において、「その他の債権等」が153百万円減少、「物品」が6百万円増加、「無形固定資産」が13百万円増加、「退職給付引当金」が13百万円減少し、資産・負債差額増減計算書において、「無償所管換等」が119百万円減少している。</td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="9">附属明細書
1　貸借対照表の内容に関する明細
(1)　所管別の資産、負債及び資産・負債差額の明細
<table><tr><td>その他の債権等</td><td>法務省</td><td>154</td><td>0</td><td>④</td></tr></table>(2)　資産項目の明細
⑥　その他の債権等の明細
<table><tr><td>法務省</td><td>法務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額</td><td>法務省一般会計</td><td>154</td><td>0</td><td>④</td></tr></table>3　資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細
(1)　所管別の資産・負債差額の増減の明細
<table><tr><td>Ⅳ 無償所管換等</td><td>法務省</td><td>1</td><td>△ 151</td><td>④</td></tr></table>(4)　無償所管換等の明細
<table><tr><td>誤謬修正</td><td>その他の債権等</td><td>（記載なし）</td><td>△ 153</td><td>④</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="9">〈表示が適切とは認められない事項の説明〉
事項④　貸借対照表の「その他の債権等」において、法務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額は、作成基準等により年度末の支給対象職員に係る金額を計上することとなっているのに、誤って過年度における支給対象職員に係る金額が含まれている金額を計上したため、「その他の債権等」の計上金額が誤っていたもの（法務省）
なお、上記に連動して、連結貸借対照表及び連結資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。</td></tr>
</table>